

令和 6年 3月 5日開会

令和 6年 3月 日閉会

令和6年第1回八百津町議会（定例会）議案

八百津町議会

令和6年第1回八百津町議会定例会議事日程表

令和6年3月5日 午 時 分開議

日程第1	諸般の報告		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	議案第1号	専決処分した事件の承認について（八百津町手数料条例の一部を改正する条例）	1
日程第5	議案第2号	専決処分した事件の承認について（令和5年度八百津町一般会計補正予算（第10号））	9
日程第6	議案第3号	八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	11
日程第7	議案第4号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	13
日程第8	議案第5号	八百津町介護保険条例の一部を改正する条例について	16
日程第9	議案第6号	八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	19
日程第10	議案第7号	八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	21
日程第11	議案第8号	八百津町公民館条例の一部を改正する条例について	23
日程第12	議案第9号	八百津町監査委員条例及び八百津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	25
日程第13	議案第10号	八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	27
日程第14	議案第11号	八百津町水道給水条例の一部を改正する条例について	29
日程第15	議案第12号	令和5年度八百津町一般会計補正予算（第11号）	別冊
日程第16	議案第13号	令和5年度八百津町介護保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
日程第17	議案第14号	令和5年度八百津町水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
日程第18	議案第15号	令和6年度八百津町一般会計予算	別冊

日程第19	議案第16号	令和6年度八百津町国民健康保険特別会計予算	…	別冊
日程第20	議案第17号	令和6年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算		別冊
日程第21	議案第18号	令和6年度八百津町介護保険特別会計予算	……	別冊
日程第22	議案第19号	令和6年度八百津町水道事業会計予算	……	別冊
日程第23	議案第20号	令和6年度八百津町下水道事業会計予算	……	別冊

議案第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年3月5日提出

八百津町長 金子政則

専第4号

八百津町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分について

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行等による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、八百津町手数料条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年2月29日

八百津町長 金子政則

1 八百津町手数料条例の一部を改正する条例

別紙

令和6年八百津町条例第1号

八百津町手数料条例の一部を改正する条例

八百津町手数料条例（平成12年八百津町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

事務の種類	事務の内容	手数料の 名称	単位	額 (円)	備考
1 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付（条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、証明を請求するものを除く。以下この項において同じ。）	戸籍謄抄本 交付手数料 戸籍記録事 項証明書交 付手数料	1通につ き	450	
	2 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事 項証明書交 付手数料	証明事項 1件につ き	350	
	3 法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製	除籍謄抄本 交付手数料 除籍記録事 項証明書交 付手数料	1通につ き	750	

	された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付			
4	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき	450
5	法第48条第1項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	戸籍証明書交付手数料	1通につき	350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円
6	法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書等閲覧手数料	書類1件につき	350

」を

「

事務の種類	事務の内容	手数料の 名称	単位	額 (円)	備考
1 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付（条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、証明を請求するものを除く。以下この項において同じ。）	戸籍謄抄本 交付手数料 戸籍記録事項証明書交付手数料	1通につき	450	
	2 法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項 1件につき	350	
	3 法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定す	戸籍電子証明書提供用 識別符号交付手数料	1件につき	400	

	る電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
4	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	除籍謄抄本 交付手数料 除籍記録事項証明書交付手数料	1通につき	750
5	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項 1件につき	450
6	法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により	除籍電子証明書提供用 識別符号発行手数料	1件につき	700

<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			
<p>7 法第48条第1項（法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>戸籍証明書 交付手数料</p>	<p>1通につき</p>	<p>350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1,400円</p>
<p>8 法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）</p>	<p>届書等閲覧 手数料</p>	<p>書類1件 につき</p>	<p>350</p>

	の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務				
--	--	--	--	--	--

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第2号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年3月5日提出

八百津町長 金子政則

専第2号

令和5年度八百津町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災した、災害時相互応援協定を締結している石川県穴水町に対し、救援物資等を支援する必要があるため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月19日

八百津町長 金子政則

1 令和5年度八百津町一般会計補正予算（第10号）

別冊

議案第3号

八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出

八百津町長 金子政則

令和6年八百津町条例第 号

八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

八百津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年八百津町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（5） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（提案説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、条例の一部を改正する。

議案第4号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出

八百津町長 金子政則

令和6年八百津町条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 八百津町職員の育児休業等に関する条例(平成4年八百津町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。」を削る。

第9条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))」に改める。

(八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年八百津町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 給与条例第20条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第25条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、「、若しくは失職し」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)

第25条の2 給与条例第20条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定

による勤勉手当の支給について準用する。

(八百津町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 八百津町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年八百津町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案説明)

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することとするため、関係条例の整備に関する条例を制定する。

議案第5号

八百津町介護保険条例の一部を改正する条例について
八百津町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出

八百津町長 金子政則

令和6年八百津町条例第 号

八百津町介護保険条例の一部を改正する条例

八百津町介護保険条例（平成12年八百津町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「30,000円」を「24,570円」に改め、同項第2号中「45,000円」を「36,990円」に改め、同項第3号中「45,000円」を「37,260円」に改め、同項第4号中「54,000円」を「48,600円」に改め、同項第5号中「60,000円」を「54,000円」に改め、同項第6号中「72,000円」を「64,800円」に改め、同項第7号中「78,000円」を「70,200円」に改め、同項第8号中「90,000円」を「81,000円」に改め、同項第9号中「102,000円」を「91,800円」に改め、同項に次の4号を加える。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 102,600円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 113,400円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 124,200円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 129,600円

第2条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「18,000円」を「15,390円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「18,000円」を「15,390円」に、「30,000円」を「26,190円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「18,000円」を「15,390円」に、「42,000円」を「36,990円」に改める。

第4条第3項中「又は第8号口」を「、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「令第38条第1項第1号から第8号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の八百津町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案説明)

令和6年度から令和8年度までを期間とする第9期八百津町介護保険事業計画策定に伴い、保険料率に係る対象年度及び第1号被保険者保険料の基準額を改定するとともに、介護保険法施行令の一部を改正する政令等の公布に伴い、第1号被保険者の標準段階を標準9段階から標準13段階へ見直すため、条例の一部を改正する。

議案第6号

八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和6年3月5日提出

八百津町長 金子政則

令和6年八百津町条例第 号

八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八百津町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年八百津町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の八百津町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた八百津町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案説明）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について所要の改正を行うため、条例の一部を改正する。

議案第7号

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出

八百津町長 金子政則

令和6年八百津町条例第 号

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八百津町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

議案第8号

八百津町公民館条例の一部を改正する条例について
八百津町公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出

八百津町長 金子政則

令和6年八百津町条例第 号

八百津町公民館条例の一部を改正する条例

八百津町公民館条例（昭和43年八百津町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

福地公民館	会議室	〃	700円	700円	900円	600円
	和室	〃	1,200円	1,200円	1,500円	
	調理室	〃	1,800円	1,800円	2,200円	
	集会場	〃	2,400円	2,400円	3,000円	
	第2集会場	〃	1,200円	1,200円	1,500円	

」を

「

福地公民館	会議室	〃	700円	700円	900円	600円
	和室	〃	1,200円	1,200円	1,500円	
	調理室	〃	1,800円	1,800円	2,200円	
	集会場	〃	2,400円	2,400円	3,000円	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案説明）

福地公民館第2集会場を解体したことに伴い、条例の一部を改正する。

議案第9号

八百津町監査委員条例及び八百津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町監査委員条例及び八百津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出

八百津町長 金子政則

令和6年八百津町条例第 号

八百津町監査委員条例及び八百津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(八百津町監査委員条例の一部改正)

第1条 八百津町監査委員条例（昭和60年八百津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(八百津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 八百津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和45年八百津町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案説明)

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、引用する法令条項にずれが生じることによる関係条例の整備を行うため、条例の一部を改正する。

議案第10号

八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月5日提出

八百津町長 金子政則

令和6年八百津町条例第 号

八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

八百津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和61年八百津町条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「80円」を「50円」に、「50円」を「30円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に行う町指定のゴミ袋の受渡しから適用し、同日前に行う町指定のゴミ袋の受渡しについては、なお従前の例による。

（提案説明）

一般廃棄物処理手数料の額を改定するため、条例の一部を改正する。

議案第 11 号

八百津町水道給水条例の一部を改正する条例について
八百津町水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 5 日提出

八百津町長 金子 政 則

令和6年八百津町条例第 号

八百津町水道給水条例の一部を改正する条例

八百津町水道給水条例（平成4年八百津町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第32条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案説明）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）による水道法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。